

別表第1

令和7年度監査等実施予定表

監査等の種類	4月	5月	6月 (議会)	7月	8月	9月 (議会)	10月	11月	12月 (議会)	1月	2月	3月 (議会)
例月現金出納検査	例月現金出納検査日は原則20日とし、休日に当たる場合は事前に協議の上決定、検査実施日の約1カ月前に通知											
一般会計 特別会計	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
水道事業会計 下水道事業会計		○		○			○			○		
現金検査			○							○		
決算審査 基金運用状況審査 健全化判断比率等審査				○ 事前審査	○ 本審査	○ 意見報告						
定期監査	定期監査日は原則最終週とし、詳細は事前に対象課等と協議の上決定、監査実施日の約1カ月前に通知											
対象部課等		○都市建設部 ・建築宅地課 ・道路課 ○企画財政部 ・財政課	○健康子ども部 ・子育て支援課 ・保育課 ・保険年金課				○総務部 ・総務課(選挙管理委員会含む) ・人事課 ・公共施設マネジメント課	○福祉部 ・社会福祉課 ・障害福祉課 ○未来創造戦略室	○市民環境経済部 ・市民活動支援課 ・市民課 ・環境課	○教育部 ・教育総務課 ・学校政策課 ・教育支援課(学校給食センター除く)		○監査委員事務局
財政援助団体等監査						○ ※未定						
備 考	・定期監査の実施は隔年とし、今年度は36課等のうち、19課等を実施対象とする。 ・定期監査及び財政援助団体等監査の日程は、事前に各部課等と調整する。(所要時間は1課あたり1時間程度、部課等長は原則出席) ・決算審査は、一般会計・各特別会計・水道事業会計・下水道事業会計を実施対象とする。 ・決算審査の本審査、基金の運用状況審査及び健全化判断比率等の審査期間は、3日程度とし、8月の第一週目に実施予定とする。											